

登 記 情 報 シ ス テ ム  
業 務 ・ シ ス テ ム 見 直 し 方 針

( 案 )

平成16年 月 日

法務省情報化推進会議

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき，以下のとおり，登記業務の業務・システム見直し方針を定める。

法務省は，本見直し方針に沿って，登記業務の業務・システムについて，必要な見直しを行い，最適化に取り組むものとする。

## 第1 対象範囲

本方針が対象とする登記業務は，主として，不動産の現況と権利関係を公簿（登記簿）に記載して公示することにより，不動産取引の安全と円滑を図るための「不動産登記制度」と，会社その他の法人等について一定の事項を公簿（登記簿）に記載して公示することにより，当該法人等の存在を明らかにし，取引の安全と円滑を図るための「商業・法人登記制度」とに関する業務である。

いずれも，国民生活に密接に関係し，国民の権利義務に直接関係するとともに，我が国の経済の基盤となっている重要な制度，業務である。そのため，業務処理に当たっては，正確性，信頼性ととともに迅速性が必要となり，登記情報システムを導入して処理を行っている。

## 第2 最適化の基本理念

登記情報システムの最適化に当たっては，オンライン登記申請の導入を契機とした業務の最適化の面と現行システムの見直しによる最適化の面の二つの課題を中心に最適化を行うこととする。

前者は，オンライン登記申請の導入を契機として，不動産登記法をオンライン登記申請に直接関係しない部分をも含めて全面的に見直し，登記業務の簡素化・効率化，利用者の負担軽減，利便性の向上，登記の迅速性・正確性の確保を行うことを基本理念とする。

後者は，システム全体構成の見直し，システムの安全性・信頼性の確保を図りつつ，資源の最小化とシステムの運用経費の削減を目指すことを基本理念とする。

### 第3 見直し方針

法務省は、登記情報システムの実態を把握・整理し、次に掲げる観点から必要な見直しを行うものとする。また、見直し結果を踏まえ、登記情報システムの最適化計画を策定する。

#### 1 オンライン登記申請の実現を契機とした登記業務の最適化

##### (1) 従来 of 取組

法務省においては、登記事件を適正・迅速に処理するため、昭和63年以来、登記情報システム（以下「現行システム」という。）を導入して、登記事務の電子化を進めてきており、最近では、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、申請・届出等手続の電子化を始めとする行政の情報化・公共分野における情報通信技術の活用 of 推進等 of 政府全体 of 方針の下、登記情報提供制度及び登記情報交換制度 of 導入、商業登記に基づく電子認証制度 of 新設、債権譲渡登記オンライン申請制度 of 導入、電子署名及び認証業務に関する法律 of 制定等を実現してきたところである。

##### (2) 登記業務全般について of 広範な電子化

ところで、これまでの不動産登記及び商業・法人登記における登記情報 of 電子化は、証明書発行事務 of 合理化・迅速化及び登記簿 of 抜き取り、改ざん等 of 防止のため、主に紙 of 登記簿で扱っていた登記情報を磁気ディスクに記録するというもの to すぎなかった。

しかし、情報処理技術 of 飛躍的発展とインターネット of 爆発的普及等にかんがみると、ITがもたらすメリットを国民・利用者が十分に享受できるようにする必要があり、また、登記事務の一層 of 合理化を進める必要があることから、申請人側 of 申請手続や登記所側 of 審査手続の中からもできる限り紙を排除し、法律的審査等 of 電子化になじまない部分を除き、登記手続全般について、より広範な電子化を図ることが必要不可欠である。

##### (3) 見直し方針

###### ア オンラインメリット of 最大限 of 活用

そこで、現行 of 登記情報システム of 見直しに当たっては、業務 of 簡素・効率化と利用者 of 負担軽減を実現し、利用者 of

利便性の向上を図るため、登記制度自体の見直しを行うこととし、これまでの登記所に書面を提出してする申請（書面申請）に加え、オンラインによる登記申請を平成16年度中に導入することとしている。

このオンライン申請の導入に当たっては、既存の手続をそのままオンライン化するのではなく、申請人の利便性の向上（登記所の閉庁時間にかかわらず、申請が可能）、登記申請における受付順位の早期確保、登記事務処理の迅速性・正確性の確保（申請データの登記所による活用）等オンライン申請のメリットを最大限活用する。

#### イ オンライン登記申請以外の制度・業務の見直し

また、オンライン以外の方法により行われる申請も含め、登記制度及び業務全般について見直し、出頭主義の廃止、登記識別情報の創設、登記完了証の創設、保証書制度の廃止、表示に関する登記の申請における添付情報の要件の緩和、共同担保目録を添付する制度の廃止、地図等の開示制度の改正、予告登記制度の廃止、書面申請における添付情報の電子化、不動産番号の創設を行う。

#### ウ 不動産登記法の全面改正

オンライン登記申請を導入するとともに、不動産登記制度をIT社会にふさわしい制度とするため、不動産登記法を全面的に改正する法案が、平成16年（2004年）6月11日に法律第123号として成立し、この法律は、平成17年3月施行予定である。

### 2 現行システムの見直しによる最適化

現行システムは、約500万ステップ以上の膨大なプログラム群からなるシステムであり、ハード構成もメインフレームを中核とした大規模なものであることから、システムの最適化を図り、レガシーシステムからオープン系システムへの移行を図る必要がある。

#### (1) システムの全体構成の見直し

現行システムにおいては、原則として各登記所にコンピュータシステムを設置し、当該登記所における登記業務を独立・完結的に処理する分散処理方式を採用し、全国で約400箇所の各登記所にコンピュータシステムが設置されているところ、コ

ストの大幅な削減を図るため、集中化を進めることとする。

集中化に当たっては、国民の社会経済活動の重要な基盤となっている登記制度の重要性を踏まえ、障害の局所化及び安全性・信頼性の確保等の観点から、メインフレームのまま、いったん各法務局・地方法務局のバックアップセンター50箇所に集中させ、次期登記情報システム（以下「次期システム」という。）の開発後、各バックアップセンターにおいて、次期システムのオープン系サーバに切り替える。

ただし、次期システムの運用状況等を踏まえ、更なる集中（再集中）も視野に入れた検討を行う。

#### (2) 登記業務の安定性・信頼性の確保

国民・企業の社会・経済活動における登記の重要性にかんがみ、集中システムに障害が発生した場合であっても、登記業務を可能な限り中断させないよう、業務代行を行う機能を有するものとして、データ保全システム（業務代行システム）を全国2箇所程度に分散して設置し、全国の登記ファイルをバックアップできる保全ファイルを設け、ネットワーク化を図る。

#### (3) システム運用経費の削減

次期システムでは、メインフレームを中心としたシステムをオープン系サーバ中心のシステムとすることにより、コストの削減を図るほか、登記所ごとに配置しているコンピュータシステムを50箇所のバックアップセンターに集中させ、登記所には端末装置等の最小限の機器のみ設置することにより、運用作業の効率化や運用に係る施設等の維持経費を節減する。

#### (4) 汎用パッケージソフトウェアの利用

次期システムにおいても、業務アプリケーションについては、汎用ソフトを期待できるわけではないが、その他の部分では、特定ベンダーに依存しない技術基盤（汎用パッケージソフトウェア等）を可能な限り利用することとする。

#### (5) オープンシステム化

ハードウェア・ソフトウェアについては、信頼性が高く、かつ、オープン性の高いものとなるよう見直しを行う。

#### (6) ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）

ハードウェアとソフトウェアについては、詳細設計の結果を受けて、別途分離して調達する。

(7) 現行システムの見直しによる業務の最適化

現行システムの見直しに当たっては、登記の正確性、信頼性の確保に配慮しつつ、さらに、以下のサービスを実現して、利用者の利便性を向上させる。

- ア システムによる夜間・休日対応
- イ 登記情報の編集・加工による情報提供
- ウ 登記情報交換処理における検索機能の強化
- エ 土地情報と建物情報との連携
- オ 商業・法人登記における商号検索機能の充実・強化

3 国庫債務負担行為の活用

現行システムは、メインフレームを前提として構築された約500万ステップ以上に及ぶ巨大なシステムであるため、次期システムの基本設計を平成15年度に実施したところであるが、平成16年度以降の詳細設計以降の開発については、複数年度にわたることから、その調達に当たっては国庫債務負担行為を活用する（平成16年度予算で承認されている。）。

4 その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、見直しを行う。

第4 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、法務省情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、法務省は、平成16年度（2004年度）中に登記情報システムの業務・システムの最適化計画を策定する。